

消費税増税に関するお知らせ

2019年10月1日より、消費税が8%から10%に引き上げられます。
また、同時に「軽減税率制度」が実施され、税率が「8%」のものと「10%」のものに区別されます。

軽減税率について

飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）をいい、外食は含まれません）が軽減税率（8%）の対象となります。

◆ 共立社で扱う商品、サービスの例

■ 酒類 10%

- ・「本みりん」「料理酒」は10%（アルコール度1度以上は酒類）
- ・「みりん風調味料」は8%（アルコール度1度未満は飲食料品）
- ・「ノンアルコールビール」「甘酒」は8%

■ ペットフード 10%

■ 医薬品、医薬部外品 10%

■ 店内飲食 10%

- ・くらしのセンター（店舗）で購入したお弁当などをイートインコーナーで食べる場合は外食扱いで10%
お持ち帰りの場合は8%

■ 灯油配達 10%

■ ココエネ（コープでんき） 10%

■ 個配手数料、再請求手数料など 10%

■ 配食事業（夕食宅配） 軽減税率対象で8%

■ アクアクララ

- ・ボトル代 → 8%
- ・サーバー代 → 10%

価格表示について

■ くらしのセンター（店舗）では、基本的に本体価格と税込価格の2つを表示します。ただし、農産など一部の商品と銘店商品の一部、おつとめ品シールは本体価格のみ表示となります。
プライスカードに「8%」「10%」とその商品にかかる税率を表示します。



■ 共同購入では、10月1週号カタログから本体価格と税込価格の2つを表示します。

「Week」では、「8%」「10%」とその商品にかかる税率を表示します。
主に標準税率（10%）商品を掲載するカタログでは、税率表記は行いません。
その他のカタログは、軽減税率となる食品の掲載の有無によって税率表記を行います。



■ くらしのセンター（店舗）のレシート、共同購入の共同購入納品書には、10%と8%ごとの合計金額と消費税額を表示します。
軽減税率対象商品がわかるように記号等を表示します。

※軽減税率・価格表示の詳細は、いっしょにCOOP臨時号（9/28～発行配布予定 10/7～共同購入配布予定）でもご案内致します